



令和7年12月12日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県眼鏡製造業最低工賃について改正を諮問

福井労働局(局長 石川良国)は、本日開催の福井地方労働審議会家内労働部会において、第15次最低工賃新設・改正計画に基づき、令和7年度の福井県眼鏡製造業最低工賃の改正を諮問しました。

今後、同審議会等では、令和8年4月上旬発効を目指して、福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に向けた具体的な審議が行われます。

福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 令和5年4月30日

1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額



(1) ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）の工程

部位	材質	金額
丁番	金枠 (洋白を除く)	1か所につき 5円50銭
丁番を除く		1か所につき 4円50銭

(2) ろう付けの工程

部位	材質	金額
ブリッジ（山）とリム	洋白	1か所につき 16円00銭
ブレースバー（わたり）とリム		1か所につき 15円00銭
ち（智）とリム		1か所につき 14円00銭
よろいち（よろい智）とリム		1か所につき 16円00銭
パッド足とリム		1か所につき 13円50銭
丁番とテンプル		1か所につき 14円00銭
	チタン	1か所につき 20円00銭

(3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

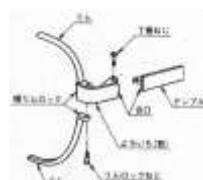
部位	材質	金額
テンプル	チタン	1本につき 11円00銭

最低工賃制度とは？

最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その**最低工賃額以上**の工賃を支払わなければならないとする制度です。



よろいち（ち）の図



お問い合わせは

福井労働局 賃金室 0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 武生労働基準監督署 大野労働基準監督署
0776(54)7722 0770(22)0745 0778(23)1440 0779(66)3838

家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
 - 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝承式室内音楽手稿
事 え 事 し

基本委託条件の通知

平成 令年 月 日

事 内 音楽手 稿	法 人			持 有		
	姓 名	生年月日			譲り渡 者	
被 手 稿	法 人			持 有		
	姓 名	生年月日			譲り渡 者	

基本的約款(手稿等)、次のとおりであります。お手元に持下さい。

(注) 被手稿の場合は贈送依頼いらず。

工事の名称・かた	受 托・業 務	イ 室内音楽手 稿	ロ クーリーライター
		リ 手稿の音楽原 稿	リ その他
被 手 稿	受 托・業 務	イ 被手稿・音楽原 稿	ロ 被手稿
		リ 被手稿の音楽原 稿	リ その他
被 手 稿の返送・届け	受 托・業 務	イ 室内音楽手 稿	ロ クーリーライター
		リ 被手稿の音楽原 稿	リ その他
手稿の返送・届け	受 托・業 務	イ 室内音楽手 稿	ロ クーリーライター
リ 被手稿の音楽原 稿	リ その他		
被 手 稿	受 托・業 務		

(注) 室内音楽手稿または被手稿は6年間保管してござります。

原材料の受渡しの都度 (注文伝票)

物品の受渡しの都度（受入伝票）

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう。

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
 - 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県眼鏡製造業最低工賃」（表面に記載）と「福井県衣服製造業最低工賃」が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

届況状況託託委

委託者は 委託する仕事の内容や家内労働者数などについて

①委託者になったとき ②毎年 4 月 1 日現在の状況を 4 月 30 日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家內勞働死傷病屆

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかるて**4日以上**休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。